

## 概要

審査請求人(以下「請求人」という。)に残存する障害は、障害等級第7級に該当するとして、障害等級第8級に該当するとした原処分を取り消した事例

## 要旨

### 1 事案の概要及び経過

請求人は、○会社の塗装工として勤務していた平成○年○月○日に、業務中に脚立から転落し、左肘を地面に打ち付け、左尺骨肘頭骨折等の受傷をした。

その後加療を続けていたが、平成○年○月○日に治ゆとなり、障害が残存するとして監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労災保険法施行規則別表第1に定める障害等級併合第8級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

### 2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

監督署長は、請求人の障害について、左肘関節の障害と左手指のしびれだけで障害等級を決めたが、左手の指が親指と人差し指を除いて自分の意志では曲げられないという障害を評価しないで障害認定をしているのは誤りである。指が曲がらないという障害を含めて評価し、障害等級第7級以上と障害等級を認定すべきである。

### 3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

- (1) 請求人の左肘関節は屈曲拘縮しており「1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの」(障害等級第8級の6)に該当する。
- (2) 手関節の可動域制限については、主要運動である屈曲・伸展は健側に比して3/4程度の制限には達しておらず、障害等級に該当しない。
- (3) 左手部の知覚鈍麻については、疼痛以外の異常感覚として請求人の自訴等から左手部のしびれ等について「局部に神経症状を残すもの」(障害等級第14級の9)に該当する。
- (4) 請求人の障害状態は、障害系列を異にする障害が2以上存在することから、併合して等級決定し併合第8級と決定した。

### 4 審査官の判断

請求人に残存する障害は、第一に、「左肘関節の屈曲拘縮」であり、上肢の3大関節のうちの1関節である「ひじ関節」が強直したものと認められることから、障害等級第8級の6「1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの」に該当する。

次に、左手指の障害については、主治医は、他動運動による手指の機能障害は認められないほか、神経症状は重くないとしていることに対して、監督署長は、請求人の指のしびれが強く曲がりにくいとの自訴により、障害等級第14級の9「局部に神経症状を残すもの」と認定している。

一方、左手指の運動機能障害の程度について、局医へ鑑定を依頼した結果、自動可動域については、環指・小指は屈曲位をとり、自動屈曲困難。左尺骨神経麻痺が存在し、RSDの状態で、「局部に頑固な神経症状を残すもの」との意見であった。

以上のことから、自動運動による手指の機能障害を評価せず肘関節だけの機能障害のみとした主治医の判断よりも、主治医に係る審査記録書等を踏まえた局医の鑑定結果が妥当であると判断する。

なお、手指の運動機能障害の原因は左尺骨神経麻痺から生じていると判断されることから、局医の鑑定結果では、障害の程度を「局部に頑固な神経症状を残すもの」(12級の2)としているが、当審査官は、環指・小指は屈曲位をとり自動屈曲困難なことから「1手の母指又は母指以外の2の指の用を廃したもの」(第10級の6)の方が上位等級の障害であることから、上位等級の障害で評価すべきと判断する。

よって請求人に残存する障害は、障害等級第8級の6「1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの」及び障害等級第10級の6「1手の母指又は母指以外の2の指の用を廃したもの」による2つの障害で、これらの障害は、同一上肢の機能障害と手指の機能障害により系列を異にする障害であるが、

同一として取り扱うことが認定実務上合理的であるので、同一系列とみなし併合の方法を用いて準用第7級と判断する。

以上のことから、監督署長が請求人に対してなした障害等級併合第8級に応ずる障害補償給付を支給するとした旨の処分は取り消されるべきである。